

感染症・食中毒の予防、蔓延防止に関する指針

社会福祉法人リバティ

1 感染症・食中毒の予防、蔓延防止の基本的考え方

介護老人福祉施設は、感染等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場であり、こうした高齢者が多数生活する環境は感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければならない。このような前提に立って施設では、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに感染予防、感染症発生時には迅速で適切な対応に努める必要がある。

施設の感染症・食中毒の発生、蔓延防止に取り組むにあたっての基本理念を理解し、施設全体でこのことに取り組む。

2 感染症・食中毒の予防、蔓延防止の基本方針

(1) 感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止の基本方針

感染症及び蔓延の防止のために担当者を定め、委員会を設置する等施設全体で取り組む。

(2) 平常時の対応

① 施設内の衛生管理

当施設では感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のため、施設内の衛生保持に努める。また、手洗い場、うがい場、汚物処理室の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓に心掛け、換気、清掃・消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努める。

② 介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、職員の手洗い・うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用する。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。利用者の兆候をできるだけ早く発見するために利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意する。

③ 外来者への衛生管理の周知徹底を図り蔓延防止を図る。

(3) 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働省が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処の手順」に従い感染の拡大を防ぐため下記の対応を図る。

- ① 発生時状況の把握
- ② 蔓延防止のための措置
- ③ 有症者への対応
- ④ 関係機関との連携
- ⑤ 行政への報告

施設長は次のような場合には迅速に市の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い発生時対応等の指示を仰ぐ。

報告が必要な場合

- a 同一の感染者若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が一週間以内に2名以上発生した場合。
- b 同一の感染者若しくは食中毒による又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。(同一の感染症などによる患者等がある時点において10名以上又は利用者の半数以上発生した場合)
- c a及びbに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

報告する内容

- a 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数
- b 感染症又は食中毒が疑われる症状
- c 上記の利用者への対応や施設における対応状況等

3 感染症・食中毒蔓延防止に関する体制

(1) 感染症対策委員会の設置

- ① 設置目的
感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討するため、安全管理委員会の中に感染症対策チームを設置する。
- ② 感染症対策チームの構成員
施設長
看護職員
生活相談員
介護支援専門員
介護職員
栄養士
- ③ 感染症対策チームの開催
定期的に開催する。必要に応じ随時行う。
- ④ 主な役割

- ア) 感染症予防対策及び発生時の対応の立案
- イ) 各指針・マニュアルの作成
 - 各感染症の予防マニュアル、対応マニュアル、清掃マニュアル、食品取り扱いマニュアル、食中毒予防マニュアル等
- ウ) 発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
- エ) 利用者・職員の健康状態の把握と対応策
- オ) 新規利用者の感染症の既往の把握と対応策
- カ) 委託業者への感染症及び食中毒蔓延防止のための指針の周知徹底
- キ) 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施

⑤ 職員の健康管理

- ア) 直接介護職員は年2回、その他の職員は年1回の健康診断を行う。また流行時期に合わせてインフルエンザの予防接種を行う。
- イ) 職員が感染症に罹患している場合は、完治まで適切な対応をとる。

4 感染症・食中毒の予防、蔓延防止における各職種の役割

施設内において、感染症・食中毒の予防、蔓延防止のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たすことに努める。

施設長

- (1) 感染症・食中毒の予防、蔓延防止体制の総括責任
- (2) 感染症発生時の行政報告

医師

- (1) 診断、処置方法の指示
- (2) 各協力病院との連携

看護職員

- (1) 医師、協力病院との連携
- (2) ケアの基本手順の教育と周知徹底
- (3) 衛生管理、安全管理の指導
- (4) 外来者への協力の呼びかけ
- (5) 予防対策への啓発活動
- (6) 早期発見、早期予防の取り組み

- (7) 経過記録の整備
- (8) 職員への教育

生活相談員・介護支援専門員

- (1) 医師、看護職員との連携を図り、予防及び蔓延防止対策を徹底させる
- (2) 緊急時連絡体制の整備(行政、家族等)
- (3) 発生時及び蔓延防止の対応と指示
- (4) 経過記録の整備
- (5) 家族への対応
- (6) 各職員別教育

介護職員

- (1) 各マニュアルに沿ったケアの確立
- (2) 他職種との連携
- (3) 利用者の状態把握
- (4) 衛生管理の徹底
- (5) 経過記録の整備

栄養士

- (1) 食品管理、衛生管理の指導
- (2) 食中毒予防の教育、指導の徹底
- (3) 医師、看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
- (4) 緊急時連絡体制の整備(保健所各関係機関等)
- (5) 経過記録の整備

5 感染症・食中毒蔓延防止に関する職員教育

介護に携わるすべての職員に対して、感染症の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り、職員教育を行う。

- (1) 定期的な教育、研修(年2回以上)
- (2) 新任職員に対する感染症対策研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修